

令和6年5月

定例教育委員会会議

会議録

令和6年5月17日開催

会 議 録

開催日時	令和6年5月17日（金）	午後2時 午後3時02分	開会 閉会																												
場 所	旭川市教育委員会 教育委員会室																														
出席者	局長及び委員	教育長 野崎 幸宏, 教育長職務代理者 本田 哲嗣, 委員 近藤 美保 委員 山崎 與吉, 委員 坂田 葉子																													
	事務局	説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校教育部長</td> <td style="width: 33%;">坂本 考生</td> <td style="width: 33%;">社会教育部長</td> <td style="width: 33%;">佐藤 弘康</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>中瀬 恭子</td> <td>社会教育部次長</td> <td>主藤 肇</td> </tr> <tr> <td>適正配置担当課長</td> <td>今 多生</td> <td>社会教育部次長</td> <td>登野 千夏</td> </tr> <tr> <td>学務課長</td> <td>山本 厚</td> <td>社会教育部次長</td> <td>岩崎 功</td> </tr> <tr> <td>教職員課長</td> <td>山下 聡司</td> <td>文化振興課長</td> <td>坂本 剛</td> </tr> <tr> <td>教育政策課主幹</td> <td>矢野 敬</td> <td>文化ホール担当課長</td> <td>吉川 泰美</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>公民館事業課長</td> <td>松里 秀一</td> </tr> </table>	学校教育部長	坂本 考生	社会教育部長	佐藤 弘康	学校教育部次長	中瀬 恭子	社会教育部次長	主藤 肇	適正配置担当課長	今 多生	社会教育部次長	登野 千夏	学務課長	山本 厚	社会教育部次長	岩崎 功	教職員課長	山下 聡司	文化振興課長	坂本 剛	教育政策課主幹	矢野 敬	文化ホール担当課長	吉川 泰美			公民館事業課長	松里 秀一
	学校教育部長	坂本 考生	社会教育部長	佐藤 弘康																											
学校教育部次長	中瀬 恭子	社会教育部次長	主藤 肇																												
適正配置担当課長	今 多生	社会教育部次長	登野 千夏																												
学務課長	山本 厚	社会教育部次長	岩崎 功																												
教職員課長	山下 聡司	文化振興課長	坂本 剛																												
教育政策課主幹	矢野 敬	文化ホール担当課長	吉川 泰美																												
		公民館事業課長	松里 秀一																												
事務局	事務局職員	教育政策課長補佐 佐々木孝二郎 教育政策課主査 朝倉 裕幸																													
傍聴者	0人																														
公開・非公開の別	一部非公開																														
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 令和7年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択事務について ・議案第2号 旭川市教科書調査委員会調査委員の任命について ・議案第3号 旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について ・議案第4号 中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について ・議案第5号 旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について ・議案第6号 旭川市図書館協議会委員の任命について ・議案第7号 旭川市科学館協議会委員の任命について ・議案第8号 令和6年度一般会計予算の補正について ・議案第9号 旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について ・報告第1号 学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 旭川市議会令和6年第1回臨時会の報告について (2) 旭川市立学校職員の懲戒処分について (3) 社会教育施設における夏季等の臨時開館について 																														

- 6 その他
- 7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	《 開 会 》 ただいまから、令和6年5月定例教育委員会会議を開会いたします。 《会議録署名委員》
教 育 長	本日の会議録署名委員は、近藤委員、坂田委員を指名します。 《 前回会議録 》
教 育 長	会議録ですが、令和6年2月定例教育委員会会議（令和6年2月6日開催）については、既にお手元に配付されておりますが、この内容について、御意見はありますか。
各 委 員 長	ありません。
各 委 員 長	御意見がありませんので、これを承認することで御異議ありませんか。
各 委 員 長	異議ありません。
各 委 員 長	「異議なし。」と認め、令和6年2月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。
各 委 員 長	なお、令和6年2月第1回臨時会、3月定例会及び4月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するという事によろしいですか。
各 委 員 長	異議ありません。
各 委 員 長	「異議なし。」と認め、令和6年2月第1回臨時会、3月定例会及び4月定例会の会議録については、調製後、承認することといたします。
教 育 長	《 審 議 事 項 》 それでは、審議事項に入ります。
教 育 長	お手元に配付されております令和6年5月定例教育委員会会議議案等の公開及び会議録記載方法の取扱い一覧についてですが、議案第2号から議案第9号まで、報告第1号から報告第4号まで、報告事項（2）は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。
各 委 員 長	異議ありません。
各 委 員 長	「異議なし。」と認め、議案第2号から議案第9号まで、報告第1号から報告第4号まで、報告事項（2）は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。
各 委 員 長	また、議案第2号から議案第7号まで、報告第1号から報告第4号まで及び報告事項（2）は、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思っておりますが、いかがですか。
各 委 員 長	異議ありません。
各 委 員 長	「異議なし。」と認め、議案第2号から議案第7号まで、報告第1号から報告第4号まで及び報告事項（2）は、会議録には概要を記載することといたします。
教 育 長	それでは、議案第1号「令和7年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書採択事務について」、説明願います。
学 務 課 長	最初に、採択方針については、「1 日本国憲法及び教育基本法の精神を

遵守する。」「2 学習指導要領の趣旨を踏まえる。」「3 本市を中心とする地域性並びに生徒の実態、生活経験及び興味・関心などに配慮する。」といたします。

次に、調査委員会への諮問についてですが、採択方針を踏まえ、「令和6年4月文部科学省発行の令和7年度使用中学校用教科書目録及び令和7年度使用特別支援学校用（小・中学部）教科書目録に登載された教科書を調査研究し、教育委員会に答申すること」とし、諮問書に様式1及び様式2を添えて答申することといたします。

調査内容につきましては、令和5年度と同様に、取扱内容のほか、内容の構成・排列、分量、本市生徒の学習の状況等を踏まえ、調査いただくよう、調査委員会に諮問したいと考えております。

最後に、教科書採択に関する案件についてですが、「教育委員会会議及び教育委員会協議会の取扱いについて」の、「会議における非公開案件」に該当します。また、会議録は、非公開とした事由が消滅した後に、本市のホームページに掲載します。

採択結果等の公表については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び同法施行規則において、採択した教科用図書の種類、理由、研究のために作成した資料を公表するよう努めることと明記されており、また、文部科学省及び北海道教育庁からも、採択結果や理由など、採択に関する情報について積極的な公表に努めるよう通知されていることから、採択結果及び採択理由のほか、採択方針、調査委員会からの答申書、教育委員会及び調査委員会会議録、調査委員会の委員名についても、採択終了後に本市のホームページで公表いたします。

これら以外の資料等については、旭川市情報公開条例に基づく公開請求があった場合、採択終了後において公開いたします。

教 育 長
各 委 員
教 育 長

本案について、御意見、御質問等がありますか。
ありません。

各 委 員
教 育 長

それでは、議案第1号「令和7年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択事務について」、は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

異議ありません。
「異議なし。」と認め、議案第1号については、原案どおり決定します。
次に、報告事項（1）「旭川市議会令和6年第1回臨時会の報告について」、報告願います。

学校教育部長

所管事項に係る質疑の概要について、御報告申し上げます。会期は、令和6年4月10日の1日間で、学校教育部に係る議案は令和6年度旭川市一般会計補正予算についてでした。

まず、令和6年4月8日に開催された子育て文教常任委員会において、日本共産党の中村委員から、小中学校における授業時数について質疑がありました。

次に、令和6年度予算の補正に係る本会議の質疑が、4月10日に行われ、観光スポーツ部の補正予算において、花咲スポーツ公園の再整備で、PFI方式の導入可能性を調査委託する予定であることに関連し、日本共産党の石川議員から、PFI方式による学校の増改築について、無党派Gの上野議員から、PFI方式で行った高台小学校について質疑がありました。

教 育 長
坂 田 委 員
学 校 教 育 部 長

本案について、御意見、御質問等がありますか。
PFI方式とはどのようなものですか。

民間の資金やノウハウを活用し公共施設の整備等を行うというもので、学校では、高台小学校で初めて導入しております。今回の補正予算の中で、花咲スポーツ公園の再整備に当たり、PFI方式の導入可能性を調査するというものがあったことから、関連して質問があったものでございます。

教 育 長

ほかに、御意見、御質問等がありますか。

各 教	委 育	員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（１）「旭川市議会令和６年第１回臨時会の報告について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（３）「社会教育施設における夏季等の臨時開館について」、報告願います。</p> <p>各社会教育施設におきまして、今年度も月曜日の臨時開館を実施しますので、御報告いたします。</p> <p>はじめに、井上靖記念館、彫刻美術館及び彫刻美術館ステーションギャラリーにつきましましては、観光客等の利便性を高め、より多くの方に観覧してもらうことを目的に、７月から８月までの期間、月曜日を臨時開館することとしています。</p> <p>また、中央図書館と科学館につきましましては、小中学校の夏休み期間に合わせ、７月下旬から８月中旬までの期間、月曜日に臨時開館を行います。</p> <p>中央図書館につきましましては冬休み期間中も、科学館につきましましては春休み期間中も実施する予定です。</p> <p>なお、博物館は、臨時開館の扱いではございませんが、６月から９月までの期間、無休となります。</p>
	主 藤	社 会 教 育 部 次 長	
教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（３）「社会教育施設における夏季等の臨時開館について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>《 そ の 他 》</p>
教 各 事	育 委 務	長 員 局	<p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>《 秘 密 会 》</p>
教	育	長	<p>ここからは、秘密会といたします。</p> <p><議案第２号「旭川市教科書調査委員会調査委員の任命について」> 令和６年６月の第１回旭川市教科書調査委員会会議の開催日から同年８月の採択決定日までを任期とする旭川市教科書調査委員会調査委員を任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p> <p><議案第３号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」> 令和６年５月１７日から令和７年６月３０日までを任期とする旭川市民文化会館運営審議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p> <p><議案第４号「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について」> 令和６年６月１日から令和８年５月３１日までを任期とする中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員を任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p> <p><議案第５号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」> 令和６年５月１７日から令和７年１０月３１日までを任期とする旭川市公民館運営協議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>

<議案第6号「旭川市図書館協議会委員の任命について」>

令和6年5月17日から令和7年11月30日までを任期とする旭川市図書館協議会委員を任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

<議案第7号「旭川市科学館協議会委員の任命について」>

令和6年5月17日から令和6年6月30日までを任期とする旭川市科学館協議会委員を任命することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

教 育 長
学校教育部次長

次に、議案第8号「令和6年度一般会計予算の補正について」、説明願います。

令和6年度旭川市一般会計補正予算について、旭川市議会令和6年第2回定例会に議案を提出するよう市長へ意見を申し出るものでございます。学校教育部では5事業の補正を予定しております。

まず、学校施設大規模改造費（小学校）補正額1,000万円、学校施設大規模改造費（中学校）補正額300万円及び永山西小学校増改築費補正額1億500万円につきましては、労務単価の上昇を受け、賃金等の急激な変動に対処するため、インフレライド条項を適用し、令和5年度から令和6年度の2か年工事としている日章小学校耐震改修工事契約、明星中学校耐震改修工事契約及び永山西小学校校舎屋体増改築工事契約の契約額を見直し、適正な請負代金に変更しようとするものです。財源は、それぞれ市債と一般財源となっております。

次に、豊岡小学校増改築費 補正額2,796万5千円につきましては、旭川市議会令和6年第1回定例会で令和5年度予算として補正し、令和6年度に繰り越す予定でしたが、そのうち屋体増築分について、国庫負担金の交付決定が、令和6年度となることにより、予算を繰り越すことができないことが判明したため、屋体増築分については、令和6年度予算として改めて補正するものでございます。財源は、国庫負担金が544万4千円、市債が1,750万円、一般財源が502万1千円となっております。

次に、教育指導費の補正額99万9千円につきましては、昨年度に引き続き、文部科学省のリーディングDXスクール事業実施のため、教育指導費の予算を増額しようとするものでございます。リーディングDXスクール事業は、1人1台のタブレット端末とクラウド環境を活用した効果的な教育実践を創出・モデル化し、横展開していくものであり、本市では、昨年度と同様に、緑が丘中学校、緑が丘小学校、西御料地小学校及び緑新小学校の4校で実施する予定としております。

なお、本事業は、文部科学省から委託を受けた団体が手続等を行い、当該団体との契約により初めて事業を実施できるものであるため、これら契約手続を進める前に必要な予算を補正するものです。財源は、全額国庫補助金となっております。

教 育 長
各 教 育 長
各 委 員
教 育 長

本案について、御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、議案第8号「令和6年度一般会計予算の補正について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第8号については、原案どおり決定します。

次に、議案第9号「旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」、説明願います。

適正配置担当課長

本件は、嵐山小学校、嵐山中学校を令和7年3月31日をもって閉校し、それぞれ忠和小学校、忠和中学校へ統合するため、当該条例の制定について、旭川市議会令和6年第2回定例市議会に提案するよう、市長に申し出

ようとするものです。

旭川市立小・中学校適正配置計画においては、保護者と地域の合意を得ることとしておりますが、保護者については今回、人数が少なかったことから、PTAとして意見をまとめてもらうことをせず、保護者全員から理解を得、地域については、地域組織において意見をまとめることはできない状況であることから、地域アンケートによりおおむね理解を得たとの結果をもって、合意を得たことと解し、市教委において統廃合を進めるとしたところ です。

これまでの経過ですが、令和5年2月に保護者懇談及びアンケートを実施し、地域居住の生徒が卒業する令和6年度末での閉校についての理解をいただきましたことから、令和5年6月、地域意向の把握方法について地域町内会役員と意見交換を行いました。地域町内会からは、閉校については理解するが、地域として意見をまとめることはできないこと、説明会を開催せずに個別に意向を確認してほしいと要請されましたことから、説明会に代えて、戸別訪問により、令和5年10月7日から同年11月1日までを回答期間とした地域アンケートを実施しました。

集計の結果、63.6%の回答があり、そのうち95%が統廃合に肯定的又は反対しない意見で、地域住民の過半数の理解を得たと解される結果でありました。これを受けて保護者との個別面談を行い、令和6年度末での閉校について再確認しましたところ、反対意見はございませんでした。

これらの結果から、保護者と地域の皆様から、統廃合への理解を得られたとして、令和5年12月の定例教育委員会会議でも御報告しましたとおり、令和6年度末での統廃合を進めることを市教委として決定し、同月保護者への説明を行いました。

その後地域説明を進める中で、数人の方から学校の存続と説明会開催への強い意見がありましたことから、地域説明をいったん中断し、令和6年4月30日に地域説明会を開催しました。その中で、地域からは地域振興についての意見や、地域の子どもがいなくても学校を残すことなどの意見があったところですが、教育長から改めて令和6年3月末での閉校について説明をいたしました。

また、説明会に参加していない地域の方へ、説明会での説明内容をお知らせするため、開催後の5月8日に書面を送付し、その後、特段御意見が寄せられていないことから、統廃合について御理解いただいたものと捉えているところです。

条例の施行日は、令和7年4月1日を予定しております。

なお、閉校式典については、令和6年11月に執り行う予定としております。教育委員の皆様には、改めて御案内させていただきます。

教 育 長
近 藤 委 員
教 育 長

本案について、御意見、御質問等がありますか。

閉校式典は11月に実施する予定なのですか。

小学校であれば、廃校に近い時期でもよいのですが、中学校3年生の生徒がおりますので、受験期にもなりますことから、閉校式典等は先に終わらせて受験に専念していただきたいというのが一番大きな理由です。

坂 田 委 員

地域の子どもがいなくても学校を残してほしいという御意見もあるのですか。

本 田 委 員

地域の方が公民館などとして残してほしいというのであれば分かりますが、学校はなくしてはいけないというだけの考え方は少し違うのではないかと思います。

教 育 長
各 教 育 長

ほかに、御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、議案第9号「旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員

異議ありません。

<p>教 育 長</p>	<p>「異議なし。」と認め、議案第9号については、原案どおり決定します。</p> <p><報告第1号「学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について」> 令和6年4月23日から令和7年3月31日までを任期とする学校運営協議会委員の任命について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p><報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」> 令和6年4月10日から同年5月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p><報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」> 令和6年4月22日から同年5月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p><報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」> 令和6年4月3日から同月26日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> <p><報告事項(2)「旭川市立学校職員の懲戒処分について」> 令和6年3月13日付けで行った旭川市立学校職員の処分内申について、北海道教育委員会が同年4月25日付けで決定した2件の処分内容の報告を受けた。</p> <p>《 そ の 他 》</p>
<p>教 各 事 教 育 委 務 育 長 員 局 長</p>	<p>他に、何かありますか。 ありません。 ありません。 それでは、以上で令和6年5月定例教育委員会会議を終了いたします。</p> <p>《 閉 会 》</p>